

内航フェリー・RORO船ターミナルにおけるシャーシ・コンテナ位置管理等システム導入ガイドライン 付録(1)

次世代高規格ユニットロードターミナル形成に向けた国の支援制度

国土交通省
港湾局 計画課

モーダルシフト促進等に向けた内航フェリー・RORO船ターミナルの機能強化

- 「物流2024年問題」やトラックドライバー不足等の課題解消に向けて、モーダルシフトを促進し、増大する海上物流のニーズに対応するため、長距離輸送等を担う内航フェリー・RORO船ターミナルにおけるシャーシ・コンテナ置き場等の整備に対する支援を行う。(補助率 1/3以内)

シャーシ・コンテナ置き場



シャーシ・コンテナ置き場

船舶大型化や無人航送の増加等を踏まえ、必要となるシャーシ・コンテナ置き場の整備を促進。

小口貨物積替施設



小口貨物積替施設

小口貨物のモーダルシフト需要等を踏まえ、トレーラー等に積み替えて効率的に輸送を行うため、小口貨物積替施設の整備を促進。

リーファープラグ



リーファープラグ

温度管理が必要な農水産品や冷蔵・冷凍食品のモーダルシフト需要に対応するため、リーファープラグの整備を促進。

<対象事業>

- 国内コンテナ又は国内シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するための施設の整備

<対象施設>

- 内航フェリー・RORO船が寄港する埠頭における、シャーシ・コンテナ置き場、小口貨物積替施設、リーファープラグ
(リーファープラグはシャーシ・コンテナ置き場又は小口貨物積替施設の整備に関する事業が実施される埠頭内のものに限る)

<補助率>

- 1/3以内

<補助対象者>

- 地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人、港湾法第43条の11第1項又は第6項により指定を受けた者、港湾法第54条の3第2項により港湾管理者の認定を受けた者

<対象港湾>

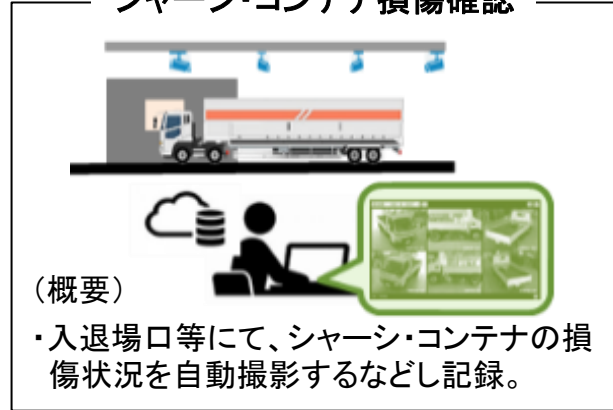
- 重要港湾以上の港湾
- 片道の航続距離が300km以上又は国際戦略港湾を寄港地を含む片道の航続距離が100km以上の内航フェリー・RORO船航路の寄港が合わせて週6回以上見込まれる港湾

- モーダルシフト等に対応するための内航フェリー・RORO船ターミナルの機能強化として、ターミナルにおける作業環境や生産性の向上を図るためのシャーシ・コンテナ位置管理等の高度化を支援する。
- 令和8年度から令和12年度までの5年間に限り実施する。

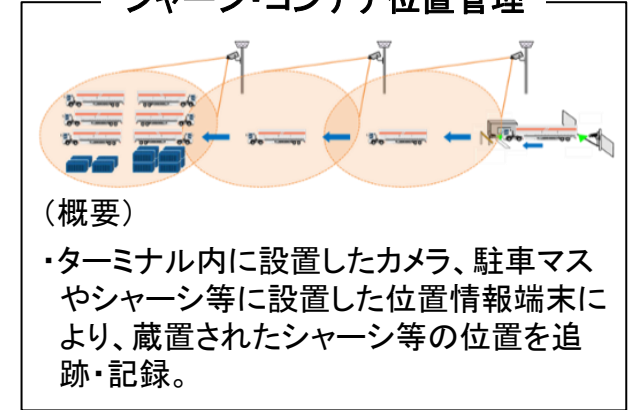
シャーシ・コンテナ入退場管理



シャーシ・コンテナ損傷確認



シャーシ・コンテナ位置管理



【対象事業】

- シャーシ・コンテナの入退場管理、損傷確認、位置管理の高度化に必要な施設の整備に関する事業

【補助対象者】

- 対象港湾のふ頭を利用する内航フェリー・RORO船の船舶運航事業者
- 応募内容に関して船舶運航事業者の同意を得た港湾運送事業者(港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第3条第1号の一般港湾運送事業の許可を受けたもの)
- 内航フェリー・RORO船ターミナル運営を行う者
- 上記のいずれかと同等であると国土交通省が認める者

【対象港湾】

- 片道の航続距離が300km以上又は国際戦略港湾を寄港地に含む片道の航続距離が100km以上の内航フェリー・RORO船航路の寄港が合わせて週6回以上見込まれる港湾

【対象施設】

- シャーシ・コンテナの入退場管理、損傷確認、位置管理の高度化に必要な施設

【補助率】

- 1/3以内